

に、保険年度終了後の確定保険料(精算すべき保険料)とともに計算し納付することとなります。

●雇用保険

雇用保険料は引き下げられる予定ですが.....。

●西尾のアドバイスと所感

団塊の世代の大量退職時代がやってきますが、この健康保険の改正はその大量退職を睨んでのことと思われまます。

この団塊の世代は、高度経済成長を支え、高い厚生年金保険料も黙々と支払い、健康保険の被保険者自己負担率の上昇にも黙々と従って来た世代です。

健康に不安を抱えだすこの世代に対して、退職後の支えとなるべき任意継続被保険者制度の改悪、そして厚生年金の支給開始時期の先延ばし。

政府の弱いものいじめとも思える改革には納得できません。

とはいえ、団塊の世代は、どんな時代も笑ってやりすごすたくましさを持っていると私は確信しています。

任継だけでは無理なら、民間の医療保険を賢く利用する。

厚生年金だけでは生活が大変なら、見栄や体裁を気にせず

家庭菜園でも、eコマースでもバイトでも自分にあった働き方、収入の道を探すたくましさ、団塊の世代の皆さんはお持ちですよ？

お互い頑張りましょうね！

★トピックス～特別支給の厚生年金は期間限定！～

柳沢厚生大臣の年金辞退が話題となっていますが、年金を辞退するなんて黙ってやっつけばいいのに！

わざわざ声高に言うのは、我も我もと、言う人がでてこないかな？というさもない考えでは？とってしまいます。

とはいえ、現在働いているから年金受給時期を遅らすことで、少しでも年金額が増えれば....

とは誰も考えること。

団塊の世代の皆様から、厚生年金受給のご相談をちよくちよくいただくようになった今日この頃、皆さん理解できない！とおっしゃるのが

60歳からの特別支給の老齢厚生年金のこと。

この年金は、60歳から65歳までの有期の経過措置的な年金のため

受給を遅らすことは出来ません。受給を遅らすことが出来るのは

65歳からの本来の厚生年金と、老齢基礎年金なのです。

「65歳からはしっかり貰いたいけど、今は働いてるし要らへんのよ。その上

貰ったら貰ったで、減らされるし...。なんとかなれへんのっ！」

という怒りのご相談をいただきました。

遅らすことが出来る年金と出来ない年金、支給側では理屈が十二分に

通っていると思っているのですが、受給する側では、保険料を

これは特別支給の分、これは65歳からの分と理解して払っていたわけでは

なく、納得できない気持ちは当然ですよ。

~~~~~編集後記~~~~~

近所の幼稚園のお庭に、ミッキーマウスのトビアリー

があります。

向かって右の耳を形成している木の葉が伸びが悪く、なかなか体裁が整いませんでした。  
それが、やっと何とかミッキーの耳らしくなり、今朝見たら、なんと！目もつけてもらっていました。  
新入園児の皆さん喜んでるだろうな！

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
